

定 款



社会福祉法人
愛知県厚生事業団

社会福祉法人愛知県厚生事業団定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- イ 救護施設の経営
- ロ 児童心理治療施設の経営
- ハ 養護老人ホームの経営
- ニ 特別養護老人ホームの経営
- ホ 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- イ 障害児相談支援事業の経営
- ロ 保育所の経営
- ハ 老人短期入所事業の経営
- ニ 障害福祉サービス事業の経営
- ホ 一般相談支援事業の経営
- ヘ 特定相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人愛知県厚生事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活における支援を必要とするものに対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、名古屋市東区出来町二丁目8番21号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員10名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局職員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでの間、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の各号の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員から選出された議事録署名人2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の各号の役員を置く。

- (1) 理事 9名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次の各号に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務

を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職 員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人が設置経営する施設の長その他重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構 成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第25条 理事会は、次の各号の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決 議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,000万円

(2) 建物 別表のとおり

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、名古屋市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、名古屋市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の各号の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会にお

いて定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の各号の事業を行う。

- (1) 地域包括支援センターの運営
- (2) 居宅介護支援事業所の経営
- (3) 老人デイサービスセンターの経営
- (4) 日中一時支援事業
- (5) 中国帰国者支援・交流センターの運営
- (6) 一時生活支援事業
- (7) 自立準備ホームの運営
- (8) 老人短期入所事業の経営
- (9) 障害福祉サービス事業の経営
- (10) 奨学金貸与事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、名古屋市長の認可（社会

福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を名古屋市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人愛知県厚生事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事	松 尾 信 資
同	野 村 正 勇
同	伊 藤 軍 義
同	石 黒 幸 市
同	下 郷 公 平
同	鈴 木 明 次
同	笹 崎 佐 一
同	岡 島 錦 也
監 事	山 田 昭
同	近 藤 亮 太

- 2 削除

- 3 削除

附 則

この定款は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和39年11月17日から施行する。

附 則

この定款は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和40年8月20日から施行する。

附 則

この定款は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和41年8月6日から施行する。

附 則

この定款は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和42年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和43年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和45年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年11月10日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年5月1日から施行する。ただし、老人ホーム一宮寮に関する部分は同年11月1日から施行する。

附 則

この定款は、愛知県労働者福祉施設条例の一部を改正する条例（昭和53年愛知県条例第40号）中、愛知勤労身体障害者体育館に関する部分は施行の日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第2項に1号を加える改正規定は昭和62年10月1日から施行する。（昭和62年9月1日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。（昭和63年6月27日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。（平成4年3月31日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。（平成6年4月26日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成7年4月1日から施行する。（平成7年3月30日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成7年10月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年4月1日から施行する。ただし、愛知県南知多老人福祉館に関する部分は同年7月1日から施行する。（平成8年3月28日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成9年4月1日から施行する。（平成9年3月25日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成10年4月1日から施行する。（平成10年4月1日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成11年2月1日から施行する。（平成11年1月28日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成11年4月1日から施行する。ただし、愛知県弥富寮に関する部分は同年5月1日から施行する。（平成11年3月29日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成11年4月1日から施行する。（平成11年5月21日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成12年4月1日から施行する。（平成11年11月18日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成12年4月1日から施行する。（平成12年4月1日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成12年4月1日から施行する。（平成12年6月6日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。ただし、愛厚ホーム小牧苑の名称変更に関する部分は、平成13年1月21日から施行する。（平成13年1月30日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成14年4月1日から施行する。（平成14年3月27日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成15年4月1日から施行する。（平成15年3月25日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成16年4月1日から施行する。（平成16年3月26日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成17年4月1日から施行する。（平成17年3月24日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。（平成18年1月5日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成18年4月1日から施行する。（平成18年3月30日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。（平成18年7月14日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。（平成18年9月28日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。ただし、障害児相談支援事業の受託及び知的障害者相談支援事業の受託については、平成18年9月30日まで効力を有する。（平成18年9月29日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。ただし、老人介護支援センター「愛厚ホーム小牧苑」及び「愛厚ホーム西尾苑」の設置経営並びに愛知県中国帰国者自立研修センターの受託については、平成19年3月31日まで効力を有する。（平成19年3月30日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。（平成19年7月9日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。ただし、身体障害者更生援護施設の経営、知的障害者援護施設の経営及び老人休養ホームの経営については、平成21年3月31日まで効力を有する。（平成21年3月23日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成21年11月13日から施行する。

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。（平成22年7月1日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。（平成23年3月23日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。（平成23年4月26日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成24年4月1日から施行する。（平成24年3月21日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、平成24年4月1日から施行する。（平成24年7月17日愛知県知事認可）

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。(平成24年8月20日愛知県知事認可)

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。(平成25年3月18日愛知県知事認可)

附 則

この定款は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成26年5月26日から施行する。ただし、第4条に係る部分については同年7月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年11月4日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月28日愛知県知事認可)

附 則

この定款は、名古屋市長の認可のあった日から施行する。(平成28年6月30日名古屋市長認可)

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。(平成28年12月22日名古屋市長認可)

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年5月9日名古屋市長認可)

附 則

この定款は、名古屋市長の認可のあった日から施行する。(平成31年1月25日名古屋市長認可)

附 則

この定款は、名古屋市長の認可のあった日から施行する。(令和2年10月26日名古屋市長認可)

附 則

この定款は、名古屋市長の認可のあった日から施行する。(令和3年5月24日名古屋市長認可)

附 則

この定款は、名古屋市長の認可のあった日から施行する。(令和5年5月23日名古屋市長認可)

附 則

この定款は、令和6年6月25日から施行する。

別 表

施 設 名	所 在 地	建 物 ・ 構 造	延 面 積
愛厚ホーム小牧苑	小牧市大字大山字岩次 208番地15	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺3階建)	4,726.75平方メートル
愛厚ホーム東郷苑	愛知郡東郷町大字春木 字下正葉廻間4337番地 13	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根2階建)	3,509.57平方メートル
		デイサービス棟(木造合金メッキ鋼板ぶき平家建)	210.57平方メートル
愛厚ホーム豊川苑	豊川市財賀町ハリマダ 52番地	本館(鉄骨造陸屋根・ルーフィング葺2階建)	4,499.99平方メートル
愛厚ホーム西尾苑	西尾市八ツ面町蔵屋敷 120番地	本館(鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき4階建)	8,319.75平方メートル
愛厚ホーム設楽苑	北設楽郡設楽町清崎字 沖13番地4	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根2階建)	5,082.56平方メートル
愛厚ホーム岡崎苑	岡崎市竜泉寺町字松本 34番地6	本館(鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建)	5,274.82平方メートル
愛厚ホーム佐屋苑	愛西市大井町浦田面 26 8番地 6	本館(鉄骨造陸屋根2階建)	5,408.05平方メートル
愛厚ホーム瀬戸苑	瀬戸市原山町1番地10	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根平家建)	5,633.09平方メートル
愛厚ホーム一宮苑	一宮市大和町苅安賀字 狭間70番地	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根平家建)	2,802.29平方メートル
愛厚ホーム大府苑	大府市森岡町七丁目40 8番地	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根・スレート葺平家建)	4,210.57平方メートル
愛厚新生寮	半田市鴉根町二丁目10 4番地	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根2階建)	4,598.04平方メートル
		自活訓練棟(鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建)	168.48平方メートル
愛厚明知寮	春日井市明知町字尼ヶ 洞420番地6	本館(鉄筋コンクリート造ステンレス板ぶき3階建)	1,399.17平方メートル
		作業所(鉄骨造ステンレス板ぶき平家建)	126.00平方メートル
愛厚希全の里	豊川市上長山町小南口 原1番地2	本館(鉄筋コンクリート造かわらぶき3階建)	9,554.85平方メートル
		作業所(鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建)	447.90平方メートル
		体育館(鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)	864.00平方メートル
愛厚はなのきの里	稲沢市祖父江町祖父江	本館(鉄骨造陸屋根・合金メッ	4,672.11平方メートル

	寺西14番地10	キ鋼板ぶき2階建)	
愛厚すぎのきの里	北設楽郡東栄町大字三輪字上栗13番地	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根3階建)	3,409.68平方メートル
愛厚半田の里	半田市鴉根町三丁目40番地2	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根・かわらぶき2階建)	5,601.01平方メートル
愛厚藤川の里	岡崎市藤川町字堤ケ入1番地2	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根平家建)	1,688.00平方メートル
		訓練棟(鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)	263.85平方メートル
		集会室(鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)	99.03平方メートル
愛厚弥富の里	弥富市栄南町7番地2	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィングぶき2階建)	3,282.97平方メートル
		作業所(鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)	47.36平方メートル
		作業所(鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建)	191.29平方メートル
		共同生活住居(木造スレートぶき平家建)	497.72平方メートル
	弥富市芝井五丁目18番地3	共同生活住居(木造瓦葺2階建)	106.61平方メートル
愛厚ならわ学園	半田市鴉根町三丁目40番地1	本館(鉄筋コンクリート造かわらぶき2階建)	2,052.73平方メートル
		体育館(鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)	224.00平方メートル
		校舎(鉄筋コンクリート造陸屋根2階建)	1,147.49平方メートル
愛厚昭和荘保育園	名古屋市昭和区向山町一丁目54番地	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根2階建)	1,041.30平方メートル
愛厚つみき保育園	名古屋市中村区道下町四丁目12番地3	本館(木造スレートぶき平家建)	226.33平方メートル
愛厚大曾根保育園	名古屋市北区芦辺町三丁目5番地5	本館(鉄筋コンクリート造陸屋根3階建)	573.27平方メートル